

# NICONICO

## 危機管理マニュアル

### 衛生管理マニュアル

#### 通常時

(1) 毎日（営業日）における衛生管理

サービス提供時間前：各設備の衛生管理（点検）

（内容）

- ・トイレ…清掃。トイレットペーパーの補充
  - ・洗面所…清掃。ペーパータオルの補充
- （担当） 管理者・児童発達支援管理責任者

(2) 毎日（営業日）における利用者への衛生支援及び指導

① 利用者通所時には、指導員が必ず以下の確認を行う

- ・衣類持ち物等の衛生確認
- ・けが等の確認
- ・利用者からの連絡

② 以下の時点で必ず手洗いを励行する

- ・トイレ使用后
- ・おやつを食べる前
- ・外遊びからの帰り
- ・その他必要に応じて

#### 緊急時

(1) 疾病の可能性のある利用者が参加の場合

① 体調を確認。体温を測定し、安静にする。保護者に連絡をする

② 「事故（トラブル）発生時の対応フローチャート」を参照

(2) 上記（1）の事後対応

① 管理責任者より当事者のご家族に連絡

- ・利用者本人の病状、経路
- ・感染症および伝染病ではないかを聞き取る

(3) 上記（2）も含め、感染症および伝染病が発生した場合

① 管理責任者より速やかに以下に連絡し今後の対応の指示を受ける

#### 中和保健所保健予防課 感染症係

〒634-8507 橿原市常磐町 605 番地の 5      電話：0744-48-3037      FAX：0744-47-2315

## 防災及び災害時対応マニュアル

(1) 以下の担当者を決め、管理責任者は当日勤務の職員に周知させる。

① リーダーA⇒消防署、病院、警察署等への通報担当（岡）

防火・火災管理者（不在の場合は児童発達支援管理責任者）がその任に就く

② 担当者B⇒救急車誘導…非常勤指導員が担当（竹村）

③ 担当者C⇒避難誘導、人員点呼…常勤指導員が担当（松尾、渡部）

(2) ケーススタディ

### ① 疾病、けがへの対応

- ・Aが適任者に（もしくはA本人が）応急処置の指示をする（行う）
- ・速やかに、119番による救急車要請をAが行う
- ・BはAの指示のもと、救急車の誘導を行うため外で待機し、救急車を誘導する
- ・Cは利用者を点呼し、疾病・けがをした当事者以外への適切な指導を行う

### ② 火災への対応

- ・Aは119番通報を行う
- ・Cは出火場所から安全な箇所より利用者を戸外に避難させ、人員点呼を行う
- ・Bは他の職員とともに消火器による消火活動を行う

ただし、消火器の使用後は速やかに屋外へ避難する

※出火が著しい時は、避難を最優先する

### ③ 地震への対応

- ・地震発生時、机の下などで揺れがおさまるまで避難する
- ・A（もしくはAが不可の時はC）が戸外への移動の指示を全員に伝える
- ・Cは戸外で人員点呼を行いAに報告する
- ・現状を把握しAは避難場所への全員移動を指示する
- ・Cは非常持ち出し書類（連絡先等）を持っていく
- ・避難場所への一時避難が完了した時点で保護者に各自の現状を報告
- ・保護者と連絡が取れない場合は、とれるまで利用者の安全を確保して、事業所もしくは避難場所にて待機

### ④ 不審者への対応

- ・Aを中心にAの指示のもと不審者の移動経路を遮断・阻止する

（一般的には）玄関に入った時点で「帰ってください」「出て行ってください」を3回告げても退出しない場合は不法侵入として110番通報できる

- ・全員を安全な出口から戸外へ避難させる

※以上、法人本部と連携をとって、必要な人員の確保に努める

# 事故（トラブル）発生時の対応フローチャート

サービス提供中に事故（トラブル）発生

利用者の状態を確認

管理者に報告

異常なし

管理責任者が現場へ急行

保護者へ報告

事故報告書の作成

法人本部への報告

原因究明や再発防止への取り組み

- ・安全管理の再点検
- ・支援内容の見直し

異常あり（けがや骨折等）

管理責任者が現場へ急行

医療機関受診等の手配

主治医への連絡

[ほぼ同時に] 利用者への連絡

救急搬送の手配（119番）

法人本部への報告

事故報告書の作成

賠償保険等の手続き

原因究明や再発防止への取り組み

- ・安全管理の再点検
- ・支援内容の見直し

対応後の経過確認と評価の実施

## 定期的な防災に関する訓練・研修について

### ① 年2回を目安に

- ・救急対応の確認（対象）
- ・避難訓練（対象）
- ・消火器使用方法の確認（対象）
- ・地震避難訓練（対象）
- ・備蓄飲み物、非常用食料の確認

※特に冬季は防寒用具、予備石油燃料の備蓄の確認

### ② 研修

職員に年1回の消防署主催の「普通救命講習」受講を勧める  
防災研修に積極的に参加する

## 保護者への連絡について

### ① 保護者への緊急連絡先名簿を作成し保管する

### ② 保護者への連絡項目

「いつ」「どこで」「何をしていた」「どこが」「どうなったのか」を事実だけを誠意をもって正確に伝える

### ③ 医療機関を受診するとき（救急車以外）は、必ず保護者に連絡を取り、どの医療機関へ受診をするのかの確認をする

### ④ 原則的に医療機関には保護者に迎えに来ていただき、担当医より説明を受ける

## 奈良県への報告

事故・ケガの結果、報告に該当する場合は、定められた書式にて、奈良県福祉障がい福祉課 指定係に報告する

## 自治会との連携

区長はじめ、自治会長に児童発達支援・放課後等デイサービスの趣旨を伝え、日常的に緊急時の支援と協力の依頼をする

## 関連事業所との連携

近くに法人の児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所があり、人員の足りないときは応援を要請する